**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び山形県郷土館「文翔館」広報媒体広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、公益財団法人山形県生涯学習文化財団（以下「財団」という。）が管理する山形県郷土館「文翔館」ホームページ（以下「文翔館HP」という。）への広告掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）広告　　広告主の指定するホームページにリンクする機能を有する画像

（２）広告主　第10条の規定により、財団から広告の掲載の決定の通知を受けた者

（広告の掲載位置及び枠数）

第３条　広告を掲載する位置及び枠数は財団が別に定める。

（広告の範囲）

第４条　広告主となる者の要件及び掲載できる広告の内容等については、要綱第３条の規定及び掲載基準の規定による。なお、広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても同様とする。

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載は、原則として1月を単位として行う。この場合において月の初日から末日までの期間を1月とする。

２　掲載期間の延長は行わない。改めて広告掲載の申込みを行うものとする。

（広告の規格）

第６条　広告の規格については財団が定める。

（広告の禁止表現）

第７条　原則として、広告に以下の各号に掲げる表現等を使用することは出来ない。

（１）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの

（２）閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

（３）実際には機能しないもの

（４）財団の情報と誤解する恐れがある表現

（５）その他広告の表現として適当でないと財団が認めるもの

（広告主の募集）

第８条　広告の掲載を希望する者の募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第９条　広告の掲載を希望する者は、別紙様式第１号により申込むものとする。

（広告掲載の決定）

第10条　財団は、前条の規定による申込みがあった場合は、要綱第３条の規定に基づき審査し、広告掲載を決定する。

２　財団は、前項の規定により広告の掲載又は不掲載を決定したときは、別紙様式第２号により当該申込者に通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条　広告主は、広告原稿を作成し、財団が指定する日までに、指定する場所に提出するものとする。

２　前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

３　財団は、第１項の規定により提出された広告原稿の内容が第７条の規定に違反している場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第12条　広告掲載料は、１月あたり５,０００円（消費税込み）とする。

２　広告主は、広告掲載料を、原則、財団が指定した日までに一括前納するものとする。

３　やむを得ない事情により、前項の方法により納入できない場合は、２か月ごとなどの納入についても認めることとする。

（広告掲載の取消し）

第13条　財団は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

（１）第11条第１項の規定により指定した日までに広告原稿が提出されないとき

（２）第12条の規定により指定した日までに広告掲載料が入金されないとき

（３）第４条又は第７条の規定に反すると判断したとき

（４）役員等（広告主が個人である場合にはその者を、広告主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第２条第６号に規定する暴力団体（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき

（５）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

（６）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき

（７）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

（８）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

２　財団は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、当該広告主に対して別紙様式第３号により通知する。

３　財団は、第１項の規定により広告掲載を取消した場合で、既に広告掲載料が入金されているときは、入金済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、３カ月以上の広告掲載料を入金している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

４　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載の取下げ）

第14条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

２　広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、別紙様式第４号により財団に申し出なければならない。

３　財団は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が入金されているときは、入金済みの広告掲載料は返還しない。ただし、３カ月以上の広告掲載料を入金している場合は、広告の取下げを申し出た日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

４　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第15条　財団は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しない期間（以下「不掲載期間」という。）があったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該不掲載期間が1月当たり連続して48時間を超えない場合は返還しないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、財団が文翔館HPの運営を一時停止する期間（以下、「一時停止期間」という。）があった場合は、その広告料を返還しないものとする。ただし、当該一時停止期間が1月あたり通算して72時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（１）機器等の保守又は工事を行う場合

（２）天災、事変その他非常事態の危機が発生した場合

３　前２項において、月の末日及びその翌日に不掲載期間又は一時停止期間が重なる場合については、当該月の末日の午後12時に当該不掲載期間又は当該一時停止期間が終わり、翌日の午前０時に新たな不掲載期間又は一時停止期間が始まったものとみなす。

４　第1項及び第２項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（苦情等の処理等）

第16条　広告主は、財団に対し、当該広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものでないことを保証するものとする。

２　広告主は、財団が第三者から当該広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

３　広告主は、当該広告掲載により財団に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

４　財団は、当該広告を掲載したことにより広告主に損害が発生した場合でも、広告主に対して何らの責任も負わない。

（広告の変更）

第17条　広告主は、広告掲載期間が複数月にわたる場合は、財団にあらかじめ協議した上で当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合、第11条の規定を準用する。

（リンク先の変更）

第18条　広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して５日前までに理事長に別紙様式第５号により届け出るものとする。

附則

この要領は、令和５年３月２４日から施行する。

別紙様式第1号

令和　　年　　月　　日

**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載申込書**

公益財団法人　山形県生涯学習文化財団

理事長　若松　正俊　　様

申請者　住　所

団体名

代表者氏名

　山形県郷土館「文翔館」ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

　申し込みにあたっては、山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要綱、山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要領のほか関係法令等を遵守します。

　また、要綱第３条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 広告の内容

掲載サイト　　　山形県郷土館「文翔館」ホームページ

（<https://www.gakushubunka.jp/bunsyokan/>）

　　掲載希望期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　　リンク先のURL

２．連絡先

（１）担当者　職名・氏名

（２）所属、住所（住所は申請者と異なるとき記載してください。）

（３）電話

　　　FAX

　　　E-Mail

別紙様式第２号

令和　　年　　月　　日

**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載決定通知書**

申請者　住　所

団体名

代表者氏名

公益財団法人　山形県生涯学習文化財団

理事長　若松　正俊

令和　　年　　月　　日に申込みのあった山形県郷土館「文翔館」ホームページへの広告掲載については、広告掲載を決定（不掲載に決定）したことを通知します。

※なお、広告掲載決定の広告主は、令和　　年　　月　　日まで、広告データを山形県郷土館「文翔館」に提出してください。（※は決定者に記載します。）

別紙様式第３号

令和　　年　　月　　日

**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載取消通知書**

申請者　住　所

団体名

代表者氏名

公益財団法人　山形県生涯学習文化財団

理事長　若松　正俊

令和　　年　　月　　日に申込みのあった山形県郷土館「文翔館」ホームページへの広告掲載については山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要領第１３条により取消したことを通知します。

別紙様式第４号

令和　　年　　月　　日

**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載取下げ通知書**

公益財団法人　山形県生涯学習文化財団

理事長　若松　正俊　　様

申請者　住　所

団体名

代表者氏名

　令和　　年　　月　　日に広告掲載の決定のあった広告について、山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要領第１４条により広告掲載を取下げいたします。

別紙様式第５号

令和　　年　　月　　日

**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載リンク先変更届出書**

公益財団法人　山形県生涯学習文化財団

理事長　若松　正俊　　様

申請者　住　所

団体名

代表者氏名

　令和　　年　　月　　日付で広告掲載の決定のあった広告について、下記のとおり広告のリンク先を変更したいので、山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要領第１８条により届け出いたします。

記

１．リンク先の変更

|  |  |
| --- | --- |
| これまでのリンク先のURL |  |
| 新しいリンク先のURL |  |

２．新しいリンク先での掲載期間

　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

（掲載期間の延長はできません。改めて申し込みが必要です。）

令和　　年　　月　　日

参考様式

　　　　　　　　　　　　　　　　様

公益財団法人　山形県生涯学習文化財団　事務局長

登録番号T6390005007970

**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載請求書**

山形県郷土館「文翔館」ホームページへの広告掲載をご利用いただきありがとうございます。申込みいただきました広告掲載に係る掲載料について下記のとおり送付いたしますので、納期限までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

記

掲載期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　　カ月間

広告掲載料　　　　　　　　金、　　　　　　　円

納入期限　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

現金支払の場合

文翔館事務室へ直接お持ちください。

受付時間は、開館日の午前９時から午後４時３０分までです。

振込支払の場合

下記のいずれかの口座へお振込みください。（手数料はお客様負担となります。）

振込領収書をもって、広告掲載料領収書にかえさせていただきます。

1. 銀行振込の場合

（口座名義：公益財団法人 山形県生涯学習文化財団 事務局長 江袋一宏）

山形銀行本店　普通　３００９７２６

荘内銀行県庁前支店　普通　１５２２６１

きらやか銀行本店　普通　２７８２６８

1. 郵便局振込の場合（口座名義：文翔館）

ゆうちょ銀行　０２２７０－８－３７７３７